

鍼灸業態の実情分析 — 鍼灸教育の規制緩和策からの考察 —

藤井亮輔

筑波技術大学保健科学部

1. はじめに

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師（以下、あはき師と略記）の資質向上を旨とした改正あはき法（新法）が参議院本会議で可決成立したのは1988年（昭和63年）の5月25日である。新法の公布により、あはき師の試験実施者と免許権者が都道府県知事から厚生大臣に改まり、学校・養成施設の修業要件と修業年限も一律高卒3年以上に引き上げられてコ・メディカルと肩を並べることとなった。ゆえにこの日は、永年の悲願が成就した日として関係者の記憶に刻まれることになる。あれから四半世紀余りの時が経ち、晴れがましい制度の下で巣立った新生あはき師は約10万人を数える。

ただ、この間、新生あはき師の資質は向上したといえるか、業は国家免許の身分に見合った発展を遂げてきたといえるかの疑問は拭えない。少なくとも、いくつかの調査結果を見る限り、新法の意図とは裏腹に、あはき師の資質は低下し市場は縮小ないし衰退している可能性が高い。

この推測が真を穿っていると仮定すれば、その原因はどこにあるのだろうか。おそらくは種々の要因が絡み合って形づくられてきたのだろうが、本稿ではあはき教育、とりわけ前世紀末に行われた鍼灸教育に対する二つの規制緩和策とその波紋に焦点を当てながら、問題の背景を考えて見ようと思う。

2. あはき業に関する統計・調査

あはき業に関する国の統計データは以下の4つにすぎない。一つは、施術所に従事している就業あはき師数（衛生行政報告例：隔年報）、二つ目は、あはき業を提供する施術所数（同隔年報）、三つめは病院に従事するあん摩マッサージ指圧師数（病院報告：年報）、

四つ目は診療所に従事するあん摩マッサージ指圧師数（医療施設調査：3年報）である。他に、あはき施術所と接骨院に通院している国民の推計人口（国民生活基礎調査健康票：3年報）があるが、施術所と接骨院が合算されているので統計的な価値はあまりない。また、就業あはき師数と施術所数についても、出張を専門とする業者は含まれていないので就業者・事業者の実数は不明であるなど、市場規模の算出に必要な基礎データは不在であった。

こうした不備を補うため、今世紀に入ってから鍼灸系大学を中心に全国規模の受療率調査（山下、矢野、石崎ら）や、あはき事業所の業態調査（藤井ら）が行われるようになり、当該業に係る市場の実態がおぼろげながら見え始めてきている。以下、国の統計とこれらの各種調査結果から、あはき業の現状を概観してみたい。

3. あはき業の市場について

(1) 就業者数と施術所数の推移

衛生行政報告（隔年報）に基づいて、2000年（平成12年）から2014年（平成26年）までの「就業あん摩マッサージ指圧師数」「就業はり師数」の推移をまとめたのが図1であるが、就業はり師の急増ぶりがうかがえる。すなわち、この間に、あん摩マッサージ指圧師（以下、あま指師と略記）の就業者の増加率が17%（96,788人→113,215人）であったのに対し就業はり師数は1.52倍に増えている^{1・2)}。

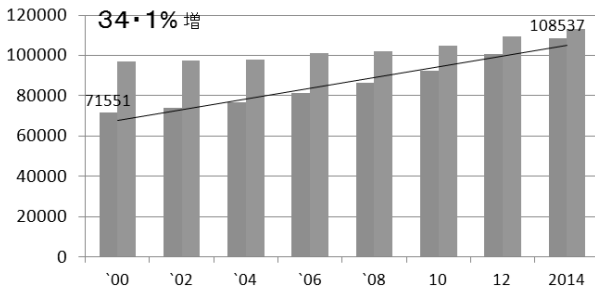


図1 就業あん摩師数・就業はり師数の推移

一方、施術所統計は「あま指を行う施術所」「はり・きゅうを行う施術所」「あま指とはり・きゅうを行う施術所」「その他の業を行う施術所」(例:きゅうのみ、あま指とはり)の4つに区分されて公表される。この区分ごとの施術所数の推移を就業者数と同じ期間で見ると、「あま指を行う施術所」が減少した一方で「はり・きゅうを行う施術所」は1.79倍に増えており、就業はり師の急増と軌を一にしている^{3・4)}(図2)。

ただし、藤井らの調査⁵⁻⁷⁾によれば、保健所が所管する業者名簿に登録されている施術所のうち廃業・休業等の理由で営業実態が確認できない施術所が25~30%存在している可能性があり、修業あはき師数と施術所に関する統計(衛生行政報告例)の下方修正の必要性が指摘されている。

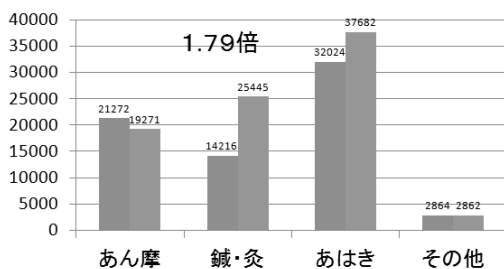


図2 あはき施術所数の推移 (2000年と2014年の比較)

(2) 鍼灸の国民受療率と受療頻度

図3に示したのは2003年から2014年の間に8回行われた国民(成人)を対象とした鍼灸の年間受療率(調査日を起点に過去1年以内に鍼灸を受けた経験のある国民の割合)の調査結果である。各回とも一部(2014年調査)

を除き、図4・図5(2009年調査)で示した設計と同様、標本サイズを2000とした層化二段無作為抽出法による訪問聞き取り調査であることから、一定の信頼性が担保された比較可能なデータである。

この調査で見る限り、おおむね6%から7%で推移していた鍼灸の年間受療率は直近の2014年調査で4.9%と5%を割り込み減少傾向が認められる^{8・9)}。

ところで、鍼灸の年間受療率が最も高かったのは藤井、矢野らが2009年に行った調査

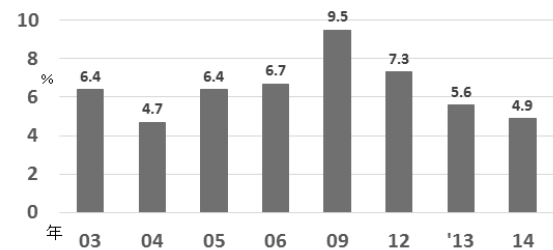


図3 国民の鍼灸受療率(年間)の推移 矢野、石崎、藤井ら

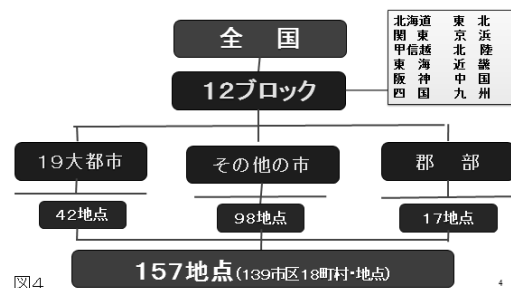


図4

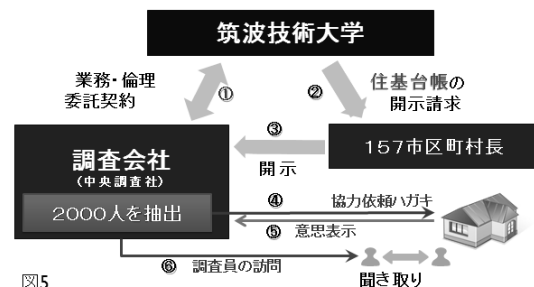
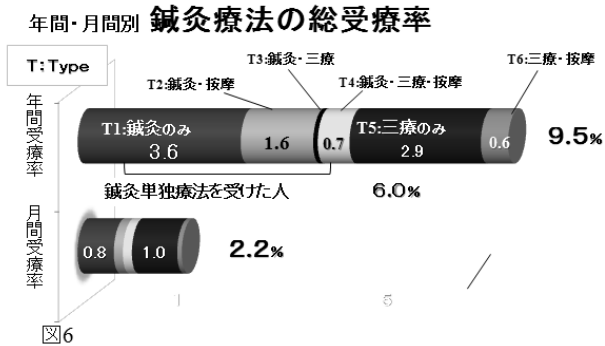


図5

¹⁰⁾の9.5%であった。この結果は、設問の仕方を他の調査と異にしているので単純に比較できない。すなわち、他の調査は「鍼灸を受けたことがありますか」とたずねているのに対し、2009年調査では、国民が過去1年間に実際に受けていた鍼灸を含む施術の組合

せのパターン (6 種類 : 図6) ごとの割合を算出し、それを合算して鍼灸受療率としているので、若干の誤差が生じた可能性がある。なお、図6に見える「三療」とは、あま指・はり・きゅうを複合した施術を指す。



いずれにせよ、鍼灸の年間受療率が減少傾向にあることは間違いないだろう。月間受療率 (≒通院者率) を明らかにした報告は前掲の 2009 年調査のみであるが、これによると鍼灸の月間受療率は 2.2% だった。このうち鍼灸のみを受療した割合は 0.8% であったから、全国の成人人口に換算すると約 80 万人¹⁾となる。

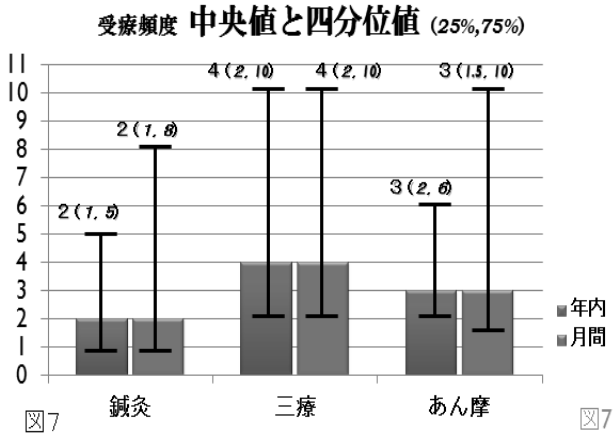
2009 年の調査⁷⁾では月間受療者の受療回数も調べているが、「三療」が月 4 回 (中央値) であるのに対し「鍼灸単独」の施術は月 2 回 (同) にとどまった (図7)。「鍼灸単独」の場合、施術を受けた人の 35% が「1 回」と回答したことが受療回数の中央値を押し下げているが、問題は、なぜ 3 分の 1 以上もの国民がたった 1 回で受療を止めていたかである。理由は判然としないが、鍼灸臨床では慢性の経過をたどる症状・疾患を対象にすることが多い現状からすると、ネガティブな理由 (痛かったから、治らなかったからなど) が関与している可能性が高いのではないだろうか。

(3) 年収について

筆者らは全国の施術所を対象とした業態調査をこれまでに 3 回行ってきた⁵⁻⁷⁾。表1は、これらの調査の概要と各回ごとの 1 施術所当たりの前年分年収 (税込みベース) を抜

調査方法	実施年月	第1回調査		第2回調査		第3回調査	
		2003年2月	2007年2月	2007年2月	2014年4月		
調査方法	調査対象	調査域内の保健所所管のあはき施術所	調査域内の保健所所管のあはき施術所	調査域内の保健所所管のあはき施術所	調査域内の保健所所管のあはき施術所	調査域内の保健所所管のあはき施術所	調査域内の保健所所管のあはき施術所
	調査地域	1都4県	41都道府県	41都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県
	開示保健所数(a)	12件	98件	98件	404件	404件	404件
	全国保健所数(b)	582件	547件	547件	494件	494件	494件
	(a)/(b)	2.10%	17.90%	17.90%	81.80%	81.80%	81.80%
	管内施術所数(c)	3,084件	13,541件	13,541件	60,386件	60,386件	60,386件
	全国施術所数(d)	58,442件 (H14末)	77,352件 (H18末)	77,352件 (H18末)	83,133件 (H24末)	83,133件 (H24末)	83,133件 (H24末)
	(c)/(d)	5.50%	17.50%	17.50%	72.50%	72.50%	72.50%
	抽出数(x)	3,084件	5,000件	5,000件	10,000件	10,000件	10,000件
	抽出率(x/d)	5.50%	6.50%	6.50%	12.00%	12.00%	12.00%
回答率	抽出法	悉皆法	層化無作為抽出法	層化無作為抽出法	層化無作為抽出法	層化無作為抽出法	層化無作為抽出法
	調査法	質問紙郵送法	質問紙郵送法	質問紙郵送法	質問紙郵送法	質問紙郵送法	質問紙郵送法
	着信数率(y)	2,316 (75.1%)	3,972 (79.4%)	3,972 (79.4%)	7,991 (79.9%)	7,991 (79.9%)	7,991 (79.9%)
回答率	回答数(z)	501	913	913	1,944	1,944	1,944
	回答率(z/y)	21.80%	23.00%	23.00%	24.30%	24.30%	24.30%
一施術所当たりの年収(税込)	中央値(万円)*			400	200	350	180
	平均(万円)*			511	276	800	290
	300万円未満	43.20%	58.00%				
	300~499万円	25.80%	19.60%				
	500~799万円	16.80%	8.90%				
	800~999万円	5.20%	5.40%				
	1000万円以上	5.50%	3.60%				
	晴眼者						
	視障者						
	調査法						

※ 上段は柔道整復師の免許を所持していない業者、下段は同免許を所持している業者



粹してまとめたものである。この表から明らかにならないように、2013 年分の年収 (中央値)⁷⁾ は 2006 年分⁶⁾と比べて晴眼業者 (柔道整復師の免許を所持していない業者) で 50 万円少ない 350 万円、視覚障害業者で 20 万円少ない 180 万円だった。

一方、年収 300 万円以下の低年収層の割合を 2003 年調査⁵⁾と 2014 年調査⁷⁾で比較してみると、晴眼業者 (柔道整復師の免許を所持していない業者) では 43.2% vs. 46.8%で

3.6 割、視覚障害業者では同年比で 58.0% vs. 71.4%で 13.4 割、2003 年値より 2014 年値が増えていた。また、柔道整復師の免許を所持している業者の 2013 年分年収の中央値は 800 万円で柔整師免許を持たない業者の 2 倍以上であった。逆に柔整師免許のある業者の 300 万円以下の割合は 20.9%で、晴眼業者の年収が柔整師免許の有無で二極化している実態が明らかになった。

4. 業低迷の理由について

経営状況に対する業者の意識を 2014 年調査⁷⁾で見ると、晴眼業者、視覚障害業者とも 6 割が今の経営を苦しいと感じており、7 割以上が経営の今後に不安を感じていた。また、経営に影響を与えている要因で最も高かったのは「無免許業者が多い」(58.0%)で、「景気の低迷」(46.5%)と「接骨院が多い」(42.6%)が続いた。

このうちの接骨院数は、直近の統計で 45,572 件となり 2000 年 (24,500 件) からの 14 年間で倍増する勢いで増えており、接骨院に従事する柔整師数も同年比 2.07 倍 (30,830 人→63,873 人) に急増している。毎年 4,500~5,000 人の柔道整復師が誕生していることから接骨院の数は今後もしばらくは右肩上がりの基調が続くものと思われる。接骨院で扱える疾患は 4 つ (骨折、脱臼、捻挫、打撲) に限られるが、実際には、肩こりや腰痛など、あはき施術所と重なる患者層を低廉な保険価格で大量に扱っていることから、急増する接骨院との過当競争の激化が、あはき業者の年収低迷の主要な要因になっている可能性が高い。

次に、受療率が低下している問題について考えてみたい。前項の(1)で述べたように、2000 年初頭から鍼灸治療院と就業鍼灸師の数が急増している。これは、国民が鍼灸に接する機会もその分増えたことを意味している。にもかかわらず鍼灸の受療率が減少傾向を示しているのはなぜだろう

か。

確たる理由は不明ながら、施術を受けた人の 35%が 1 回で受療を取りやめている調査結果 (前述) から推察すると、臨床力の未熟な鍼灸師が大量に排出されていることが遠因にある可能性は否定できない。そうだとすると、教育の責任は重大であって、その改革こそ急がれる。有り体にいえば「ダブルスクール」(鍼灸師と柔道整復師の課程に同時に在籍し半日ずつ掛け持ちで 3 年間履修する学習スタイル) の問題である。

学校をビジネスと捉えるならば「ダブルスクール」はきわめて費用対効果の高い経営手法である。「お得感」をアピールできる分、学生集めにも有利である。しかし、教育の質を犠牲にした、いわば「禁じ手」であるから倫理的に許されるものではない。こうした塀風が鍼灸教育界に巣食うようになっていくとするならば、天に唾する行為というほかない。

ただ、明治末に成立した按摩術と鍼術・灸術に関する営業取締規則 (内務省令、明治 44 年第 10 号・11 号) に始まる、あはき法制史をひもとくと、それは常に、業界や教育界からの飽くなき資質向上の要求に答え続けた歴史であった。逆説的にいえば、人の健康をあずかる、あはき師の資質向上は普遍的な命題であり社会の要請であったはずである。それなのに、なぜ「臨床力の未熟な鍼灸師」が大量に排出されるような事態が生まれてしまったのだろうか。前述した新法の理念を確認した上で、前世紀末に行われた鍼灸教育に対する二つの規制緩和策とその波紋について述べてみたい。

表2 鍼灸師に係る学校・養成施設の種別と課程認定の状況 (平成26年度現在)

学校	種 別	修業年限	課 程			施設数	備 考
			あ	は	き		
学 校	大 学	鍼灸学部	4年	○	○	11	高等教育
		保健科学部*	4年	○	○	1	
	特別支援学校(盲学校)	専攻科理療科	3年	○	○	58	後期中等教育
専門学校	養成施設(晴眼者)	本 科	3年	○	○	25	高等教育
		専 科	3年	○	○	84	
	就労移行支援施設	専門課程	3年	○	○	6	

* 国立大学法人筑波技術大学

5. 立法の理念の具現化

既に述べたように、改正あはき法の施行(1990年)により学校の入学要件は高卒から大学入学資格に引き上げられ、修業年限は一律3年以上に改められた。また、資格試験の実施者と免許権者も都道府県知事から厚生大臣(当時)に格上げされたことで、あはき師の身分は晴れて国家免許になったのである。

あはき法では、この教育に関する条項を具現化するための諸規定を、あま指師はり師きゅう師に係る学校養成施設認定規則(以下、認定規則と略記)に委ねている。表2に示すように、あはき師の養成は「学校」と「養成施設」で行われているが、これらの学校・養成施設が備えるべき要件(科目名、授業時間数、教員数、施設設備等)の基準を示した規則である。

1951年4月に運用が始まった同規則第2条(認定基準)の「別表第1」には課程ごとの履修科目と授業時間数が定められたが、この表の改定の航跡、とくに授業時間数の推移を追うことで戦後における、あはき教育の水準の変遷を窺い知ることができる。

そこで、「資質向上」という立法理念の実現度を占う手掛かりとして、新法施行年(1990年)の前後で同別表における授業時数を比較したのが表3である。

表3を見ると、各課程とも総授業時数は施行前よりかなり増えていることがわかる。まず、あま指単科では1,025時間、率で67.2%も増えて2,550時間になった。同様に、はり・きゅう2科も2,865時間(630時間、28.2%増)に大幅に増えた。あま指・はり・きゅう3科でも3,165時間(390時間、14.1%増)に改められたから、「資質向上」という理念

の面目躍如たる改定だったとあっていい。

6. 鍼灸教育の転換点

ところが、新法が施行されて10年も経たない間に、この立法理念を結果的に反故にしかねない教育施策の方針転換(=規制緩和)が二度にわたって行われた。

一つは、鍼灸学校の抑制路線から自由化路線への転換である。福岡地裁の「柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件判決」(1998年)を直接の動機としていた。もう一つは教育課程の大綱化、すなわち、教育内容の弾力化(時間制から単位制への転換など)である(2000年)、いずれも、鍼灸教育に係る量的・質的な規制を大幅に緩和する内容で、鍼灸の業・教育史を画する出来事であった。

まず、前者の緩和は鍼灸学校の新増設を強く促して鍼灸師の大量養成・大量排出という量的変化を教育界・業界にもたらした。また、後者は、指導内容や授業時数に関する裁量権を各学校の長に大幅に委ねるものであったから、学校ごとの特色や教育理念をカリキュラムに反映することができるようになるなど、質的变化を教育現場にもたらした。

これらの規制緩和策は、健全な市場の競争を促して質の向上を期待する政策であったから一般には容認される。ただし、制度を運用する側の社会規範に従った行動を前提に成立する施策であって、節度を失った非道徳的な利益追求は許されない。しかし、鍼灸教育界では、一部とはいえ学校企業家のモラルハザード(倫理観の欠如)によって、規制緩和の政策が不当な競争の温床に貶められる事例が散見されるようになった。

その象徴が「ダブルスクール」である。鍼灸師も柔整師もそれぞれ3年以上をかけて養成される所を二つ合わせて3年で「速成栽培」するのだから、医療人の養成にはおよそ馴染まない。この利益追求を優先する経営方式が急拡大したことにより、総じて鍼灸教育ないし鍼灸師の質は劣化したといえる。

もともと、ダブルスクールによる「鍼灸柔

表3 総授業時数と実技・実習時数(内数)の推移

年時	課 程	時 間 数		
		あま指	はり・きゅう	あま指・はり・きゅう
昭和51年 (1976年)	総授業時数	1525	2235	2775
	実技(内数)	480	780	1260
平成2年 (1990年)	総授業時数	2550	2865	3165
	実技(内数)	510	840	1290

整師」の養成は既存校の間ではすでに、一定の節度をもって行われていた。しかし、2013年度に「夜間週3日制」を標榜する学校が近畿厚生局に認可される事態に及んで、そうした学校が公然と許されてしまう鍼灸教育の制度的課題とその深刻さが、ようやく業・教育界全体に意識されるようになる。

以下、これら二つの規制緩和策がどのような経緯で生まれ、どのような結果をもたらしたのかを、時代背景とともに見ていきたい。

7. 教育自由化の背景とその波紋

(1) 鍼灸学校の量的緩和

1999年度まで鍼灸師を養成する大学と養成施設の定員数は全国で875人だった。それが、2000年度に増加に転じてから加速度的に増え続け2009年度には同期比で6.9倍(6,061人)に膨れ上がった。その後、微減したものの6.5倍前後で高止まりの状況が続いている(表4)。

これを反映して、平成26年末における就業はり師数と鍼灸の施術所が急増する一方、自営業者の経営の零細化が進んだ(前述)。これらのデータは、需要を超えた鍼灸師が供給されることによる過当競争が激化している可能性が高いことを示唆している。

表4で見たように、鍼灸師の大量養成は2000年から始まるが、それは1998年の福岡地裁判決が直接の動機であったと見てよい。そのあたりの事情を以下のとおりである。

この判決が出される前まで厚生省は、視覚障害者への影響に配慮し、あはき法第19条第1項の拡大解釈をもって鍼灸師と柔道整復師の学校についても新設を認めてこなかった。この訴訟は、こうした厚生省の裁量行政で指定申請を取り消された学校法人が処分の取消を求めて起こしたものであった。

この裁判で同地裁は、柔整師法に定めのない学校の指定に関する厚生省の裁量権を違法と断じ国もこれを受け入れざるを得なかった。敗訴を受けて厚生省は、同様の立ち位置にあった鍼灸学校に対しても認定基準を満たす申請はすべて認める自由化路線に転じたことで、2000

年以降、鍼灸師を養成する学校の新設が相次ぎ、これに伴い、はり・きゅう課程の定員数が急増する。

表4 あはき師学校養成施設定員数の推移 (単位:人)

平成	はり・きゅう課程				あま指・はり・きゅう課程			
	厚労	文科	合計	指数	厚労	文科	合計	指数
10	635	240	875	100	1205	636	1841	100.3
11	635	240	875	100	1205	651	1856	101.1
12	1265	240	1505	172	1205	646	1851	100.9
13	2045	240	2285	261.1	1205	596	1801	98.2
14	3214	240	3454	394.8	1205	592	1797	97.9
15	3694	220	3914	447.3	1205	588	1793	97.7
16	4444	369	4813	550.1	1233	583	1801	98.2
17	4909	369	5178	591.8	1256	588	1824	99.4
18	4999	369	5288	602.1	1276	583	1844	100.5
19	5079	409	5488	627.2	1274	598	1872	102
20	5309	409	5718	653.5	1229	598	1827	99.7
21	5592	469	6061	692.7	1210	598	1808	98.5
22	5151	539	5690	650.3	1196	590	1786	99.2
23	5172	609	5781	660.7	1164	595	1759	97.7
24	5057	549	5606	640.7	1184	585	1779	97
25	5177	619	5796	662.4	1122	585	1717	96.6

(厚生労働省作成資料を著書が一部改変・加筆した)

(2) 鍼灸教育の質的緩和

一方、大学教育改革の一環で1990年代に行われた教育の大綱化は、順次、看護師等のコ・メディカル教育に広がりを見せ、2000年度からは、あはき教育にも導入されることになった。これに伴い、認定規則の別表第1に記載されていた科目名が教育内容に、また、授業時間数が単位数に改められた。

すなわち、それまで同別表の科目、例えば「解剖学」「生理学」が書かれていた科目欄の記載は「人体の構造と機能」という教育内容の記載になった。また、はり・きゅう課程を例にとると、「2,865時間」と書かれていた欄は「86単位」の記載となった(表5)。

さらに、同別表の「備考」で、単位の時間計算方法が大学設置基準の規定(大学設置基準第21条第2項)に準ずることとされたことにより、カリキュラムは、講義科目が「15~30時間」、実技・実習科目は「30~45時間」の幅で弾力的に編成できるようになった。

1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容で構成するものであるが、予習・復習の時間を考慮したり特色あるシラバス(授業計画)を作りやすくしたりするために、各学校の裁量を認めたのが今改定の趣旨である。したがって、「資質向上」の法の精神に変更が加えられたものではなく、学習時間はそれまでの2,865時間相当(はり・きゅう課程の場合)を確保することを大前提にして

いたことはいうまでもない。

ところが、すべての単位を下限の時間数で計算すると1,545時間、つまり、それまでの2,865時間の半分程度(表5の「a/b」欄)で卒業要件(86単位)を満たすことができる。この時間数は、1日2コマ・4時間(1コマ90分を2時間に換算できるので実質3時間)を週に3日、40週余り開講すると3年で履修できる。

表5 各教育内容の単位数と授業時数換算(課程別)

分野	教育内容	はり・きゅう課程			あん摩指・はり・きゅう課程		
		単位	下限時数	上限時数	単位	下限時数	上限時数
基礎	科学的思考の基盤	14	210	420	14	210	420
	人間と生活						
専門	人体の構造と機能	13	195	390	13	195	390
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180	360	12	180	360
基礎	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30	60	2	30	60
専門	基礎あん摩マッサージ指圧学	7	105	210	8	120	240
	基礎はり学						
	基礎きゅう学						
	臨床あん摩マッサージ指圧学	10	150	300	12	180	360
	臨床はり学						
	臨床きゅう学						
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30	60	2	30	60
社会はり学							
社会きゅう学							
	実習(臨床実習を含む)	16	495*	720*	20	615*	900*
	総合領域	10	150	300	10	150	300
合計(a)		86	1545	2820	93	1710	3090
a/b (%)			53.9	98.4		54	97.6
旧認定規則における総授業時数(b)				2865			3165

* 臨床実習の単位数を1単位として計算した時間数

「夜間週3日」を標榜する鍼灸師養成コースは、こうした法の虚をついた奇策であるが、同様の柔整師養成コースを設置することで、鍼灸師と柔整師の免許を3年で取得できる「錬金術」が成立するのである。

もっとも、ダブルスクール型のカリキュラムでは国試対応の座学中心にならざるを得ず、臨床実習はおろか実技の時間さえ十分確保することは難しい。かくして、新設校を中心に、臨床力を身に着けないまま卒業する鍼灸師が大量に排出されるようになり、以下のような負の連鎖が動き始めている可能性が高い。

すなわち、①国民の「はり離れ」 → ②業の低迷 → ③学生の就職難 → ④鍼灸学校の人気低下 → ⑤志願者の減少 → ⑥安価な教育 → ⑦教育の質の低下 → ⑧未熟な鍼灸師の増加、という連鎖のシナリオである(図8)。

緩和政策がもたらしたもの

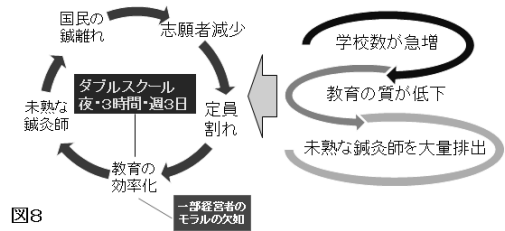


図8

おわりに

あはき業の現状を概観した後、「ダブルスクール」に象徴される反規範的な鍼灸教育の授業履修形態が公然と行われるようになる背景を、鍼灸教育制度における二つの規制緩和策に求めつつ、教育の劣化を震源地とする負の連鎖が抜き差しならない所まで進んでいる可能性について言及させていただいた。

その真否は後続の検証を待たねばならないが、少なくとも、法の意図に反して教育の質が一部の経営者のモラルハザードによって後退基調にあることは確かである。教育の側の責任で失った業への信頼は教育の力でしか取り戻すことはできない。その意味で、あはき師学校・養成施設の教育改革は不可欠である。目下、平成30年度の施行を目指して新カリキュラムの改定作業が進めれているが、その行方に注目しつつ、筆者が戒めとしている芹澤勝助先生の言葉を添えて校了としたい。

「たとえ一本の鍼、一握りのもぐさで万病を治しうるとしても、2人、3人の名人を養成するのが私どもの使命ではない。同じ学窓に同じ年月学び、業を卒え、免許を得たならば、誰もが同じ成果のあがる理療科臨床の技術を身につけさせるのが、若い世代を教育する私どもの責任なのである。」(芹澤勝助)

《参考文献・資料》

- 1) 厚生労働省. 平成12年度衛生行政報告例. 就業あん摩マッサージ師・はり師等数及び率(人口10万対), 都道府県別.
- 2) 厚生労働省. 平成26年度衛生行政報告例. 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師等数及び率(人口10万対), 都道府県別.

- 師・きゅう師, 目が見える者—目が見えない者別; 柔道整復師数及び率 (人口10万対), 都道府県別.
- 3) 厚生労働省. 平成12年度衛生行政報告例. あん摩、マツサージ及び指圧、はり等の施術所数, 業務種類・都道府県別.
 - 4) 厚生労働省. 平成26年度衛生行政報告例. あん摩マツサージ及び指圧・はり・きゅう並びに柔道整復の施術所数, 業務の種類・都道府県別.
 - 5) 藤井亮輔, 山下仁, 岩本光弘. あん摩業, はり業, きゅう業に係る施術所数ならびに就業者数の実態に関する調査研究. 全日本鍼灸学会雑誌. 2005;55(4):566-573.
 - 6) 藤井亮輔. 鍼灸按摩事業所の営業件数と市場規模に関する調査. 全日本鍼灸学会雑誌. 2010;60(5):792-801.
 - 7) 藤井亮輔, 矢野忠, 坂井友実, 近藤宏. 全日本鍼灸学会雑誌. 2015;65(抄録集);165.
 - 8) 矢野忠, 安野富美子, 藤井亮輔, ほか. 我が国における鍼灸療法の受療状況について. 医道の日 2014;73(9):131-142.
 - 9) 安野富美子, 矢野忠, ほか. 我が国における鍼灸療法の受療状況について. 医道の日本. 2015;74(7)
 - 10) 藤井亮輔, 矢野忠. 鍼灸療法の受療率に関する調査研究—鍼灸の単独療法と按摩・マツサージ・指圧を含む複合療法(三療)との比較—. 明治国際医療大学誌. 2013;8:1-12.
 - 11) 藤井亮輔. あん摩マツサージ指圧・はり・きゅう施術の推計受療者数に関する検討—推計患者数との比較. 日本東洋医学系物理療法学会誌. 2014;39(2):27-35.